4　年金特別会計に関する規定の整備
　年金特別会計が厚生労働省の単管になることに伴い、所要の規定の整備を行うこととした。（第五六条の二関係）
5　労働保険特別会計の雇用勘定における積立金等からの補足の特例に関する規定について、必要な整備を行うこととした。（附則第七条の三関係）
一二　地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令の一部改正関係
　地方公共団体情報システムによる処理の対象事務として、妊婦のための支援給付の支給に関する事務及び妊婦等包括相談支援事業の実施に関する事務を追加することとした。（第一〇号関係）
一三　厚生労働省組織令の一部改正関係
　子ども・子育て支援勘定及び育児休業等給付勘定が、改正法により新設される子ども・子育て支援特別会計において経理されることに伴い、所要の規定の整備を行うこととした。（第八条、第一四条、第七七条、第一三〇条、第一三〇条の二及び附則第六条関係）
一四　こども家庭庁組織令の一部改正関係
1　妊婦のための支援給付に関する規定の整備
　改正法により新設された妊婦のための支援給付について、成育局の所掌に追加することとした。（第一五条関係）
2　子ども・子育て支援特別会計に関する規定の整備
　改正法により新設された子ども・子育て支援特別会計について、拠出金の徴収に関する事務、経理及び国有財産の管理等に関する事務を、成育局及び成育局参事官の事務に追加することとした。（第三条、第一三条、第一八条及び附則第四条関係）
一五　法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令等の一部改正関係
　法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令等について、所要の規定の整理等を行うこととした。（第一一条及び第一三条～第一六条関係）
一六　施行期日
　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

法　律

議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣　石破　茂

法律第六号

議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部を改正する法律

議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律（昭和二十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、又は」を「又は」に改め、同条ただし書中「国会議員には」の下に「旅費のうち宿泊のための種目及び」を加える。

第二条を次のように改める。

第二条　旅費の種目及び内容は、両議院の議長が協議して定めるところによる。

第四条第一項中「日当は、」の下に「証人として出頭し又は陳述した」を加え、同条第二項を削る。

第五条を次のように改める。

第五条　証人がこの法律又は旅費及び日当の支給に関し両議院の議長が協議して定める規程に違反して旅費及び日当の支給を受けた場合には、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）第十条第一項の例による。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律（以下「新法」という。）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に議院に出頭をし又は陳述（証人の補佐人にあっては、助言。以下同じ。）をした証人、公述人、参考人及び証人の補佐人（以下「証人等」という。）の当該出頭又は陳述に係る旅費及び日当について適用し、施行日前に議院に出頭をし又は陳述をした証人等の当該出頭又は陳述に係る旅費及び日当については、なお従前の例による。ただし、施行日前に議院に出頭をし又は陳述をした証人等の当該出頭又は陳述に係る旅行で、施行日以後に旅行内容に変更が生じた場合は、新法の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

総務大臣　村上誠一郎
内閣総理大臣　石破　茂